

社会福祉法人愛泉会 支援員(嘱託職員)募集案内

1. 募集職種・採用予定人数・業務内容

募集職種	採用人数	業務内容
支援員	若干名	【支援員】 1:障がい福祉サービス事業所(障がい者支援施設、グループホーム、生活介護、就労継続支援事業所等)での利用する方々への生活・活動支援。 2:放課後等デイサービス、児童を対象にした短期入所での発達支援。 3:相談支援事業所での利用する方々への相談支援、計画作成等の支援(要資格、経験)。

2. 勤務に関して

月給(a+b)	177,650～182,650円
基本給(a)	162,150円 ※職歴等がある場合は、一定の基準により加算
定額的に支払われる手当(b)	特定処遇改善手当:5,000～10,000円/月 特例処遇改善手当:9,500円/月 被服手当:1,000円/月
その他手当	資格手当:社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認心理師10,000円/月 保育士3,000円/月、資格を複数所有12,000～15,000円/月 通勤手当:上限20,900円/月 住宅手当:一律10,000円/月(規定による) 宿直手当:5,000円/回 夜勤手当:3,000円+深夜割増分/回
昇給・賞与	昇給年1回、賞与(年2回、6・12月)
福利厚生	社会保険完備:厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険 業務災害総合保険(ハイパー任意労災)加入 →全職員の病気・怪我による経済的な不安や健康不安をサポートする保険 ①怪我の補償(業務中・プライベート共に補償)、②病院入院の補償(実費)、その他 退職金:社会福祉施設職員等退職手当共済、山形県社会福祉振興会退職共済に加入 →60歳未満が対象
休日・休暇	年間休日:125日 ※完全週休2日制(4週8休、勤務シフトあり) 有給休暇:初年度15日(4月採用の場合)、2年目以降20日 ※採用月により付与日数は変わります(入職日より付与) 失効年次有給休暇活用制度:取得されずに失効される有給を特別休暇として活用できる制度 →①傷病、②家族の看護・介護、③不妊治療に活用できます 夏期休暇:3日間 冬期休暇:12月29日～1月3日(但し事業所により交代勤務あり、振替休制) ◎その他、特別有給休暇、育児休業、介護休業等あり (男女問わず多くの職員が育児休業を取得)
勤務時間	8:30～17:30(シフト制:週実働40時間) ※施設入所支援、共同生活援助、短期入所等を実施する事業所では、夜勤・宿直、早番・遅番などの変則勤務あり
勤務地	山形市、上山市、天童市、中山町で愛泉会が運営する障害福祉サービス事業所及び法人本部(事務局)。 ※障がいを持つ方々が制作した絵画、作品等を展示する「ぎやらりーら・ら・ら・」を併設していません。

